

生駒市条例第10号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改め、同条第4項中「及び世帯別平等割額」を削る。

第6条中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「8,400円」を「9,200円」に改める。

第8条第1号中「9,600円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「4,800円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「7,200円」を「6,000円」に改める。

第9条中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

第10条中「7,200円」を「16,000円」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、「及びカ」を削り、同条第1号ウ中「5,880円」を「6,440円」に改め、同号エ（ア）中「6,720円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「3,360円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「5,040円」を「4,200円」に改め、同号オ中「5,040円」を「11,200円」に改め、同号カを削り、同条第2号ウ中「4,200円」を「4,600円」に改め、同号エ（ア）中「4,8

00円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「2,400円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「3,600円」を「3,000円」に改め、同号オ中「3,600円」を「8,000円」に改め、同号カを削り、同条第3号ウ中「1,680円」を「1,840円」に改め、同号エ（ア）中「1,920円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「960円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「1,440円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,440円」を「3,200円」に改め、同号カを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。